

1962 年度第 4 回宣野湾村議会臨時会議録

1. 1962 年 6 月 7 日第 4 回宣野湾村議会臨時会を村役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	仲村 春正	4番	佐喜真 慎祐	5番	中山 勝豊
6番	安里 良朝	7番	崎間 健一郎	8番	知花 正六
9番	米須 清祐	10番	仲本 正重	11番	花城 清善
12番	中里 幸助	13番	松本 利宣	14番	山本 朝徳
15番	天久 盛雄	16番	当山 太郎	17番	安次富 盛信
18番	稻嶺 盛三	19番	宮里 敏行		

3. 不応招議員は次のとおりである。(なし)

4. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	仲村 春正	4番	佐喜真 慎祐	5番	中山 勝豊
8番	安里 良朝	7番	崎間 健一郎	8番	知花 正六
9番	米須 清祐	10番	仲本 正重	11番	花城 清善
12番	中里 幸助	13番	松本 利宣	14番	山本 朝徳
15番	天久 盛雄	16番	当山 太郎	18番	稻嶺 盛三
19番	宮里 敏行				

5. 欠席議員は次のとおりである。

17番 安次富 盛信

6. 市町村自治法第 61 条の規定によつて、議事説明のため出席したのは次のとおりである。

村長 仲村 春勝 助役 吳屋 真徳 収入役 仲村 春松 総務課長
松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一 建設課長
桑江 良徳 水道課長 奥里 駿俊。

7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 翁 伊佐 正義

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第 1. 議案第 9 号 ブルトーラーの取得について

日程第2. 諸案第10号 1962年度宜野湾村才入才出追加更正予
算について。

日程第3. 諸案第11号 工事請負契約を結ぶことについて。

8. 会議の顛末

議長～ 出席14であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しました。よつて只今より第4回宜野湾村議会臨時会を開会致します。(午後3時40分)

議長～ 1番議員の出席を報告致します。

議長～ 会期の決定についてお詫り致します。

議長～ 暫休憩致します(午後3時43分)

議長～ 再開致します(午後3時45分)

議長～ 11番議員の出席を報告致します。

8番～ 本会期は、案件も少くないので本日1日間にしたい。

(賛成と呼ぶ)

議長～ 只今会期1日の御意見がございましたが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～ 御異議がないものと認め、本会期は本日1日と決定致します。

議長～ 議事録署名議員の決定方法について、お詫り致します。

議長～ 議長の指名に1任するとの声がありますが、御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ)

議長～ 御異議がないものと認め、議事録署名議員の決定は議長指名と致します。6番 安里長朝 15番天久盛雄の両議員にお願いします

議長～ 只今定刻4時であります。時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～ 御異がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

では直ちに本日の会議を開きます。

議長～日程第1. 議案第9号ブルトーザーの取得についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の説明を求めます。

村長～都計事業及び土木事業、その他の事業において、重機（ブルトーザ）が必要になつて來ので、政府に対し払下げの申請をしてありましたが1作日急に電話連絡があり、ブルトーザーの取得についての譲渡と、修理費の更正並びに工事機械類の管理及び使用規程等を添付して提出しなさいとのことで、緊急案件として提出してあります。宜しく御審議の程をお願い申し上げます。

議長～本案に対する質疑を願います。

13番～ブルトーザの現物は見てないとのことでありますが、機能並びに借与年数等について聞かれたかどうか。

村長～これについては聞いておりません。ただ申請をする場合にリー8ということしか聞いてない。

13番～今回の譲与は何市町村か、又この契約を見た場合譲与というより、貸与という感を受けるが、4ヶ年過ぎれば契約書にはこうそくされないかどうか。

村長～何ヶ市町村であるかはよく分りません。又4ヶ年過ぎれば黙多そくはされないと思つております。

13番 4ヶ年過ぎれば無条件に取得するものと我々解するが、若し政府が第12条によつて、そうではないということはありえないか。

村長～別にそんなことはないと思う。4ヶ年間の使用契約であつて、4ヶ年過ぎればこの契約にはこうそくされないと思います。

8番～ブルトーザーの取得については、期限付のように解されるが、4ヶ年過ぎれば完全に村のものになるとのことであるが、契約書にはその条文がないが大丈夫かどうか、又種別については変更することが可能かどうか。

この契約書は政府から示めされたものであるのか、又整備費の2,500\$について、原物も見てないとのことであるが、どう検討して計上されたか。

村長～契約書については、政府から示めされたものであります。ブルトーザーの変更については最初からどれということではなく、その目になつて現物を見てから変更することも出来る。若し使用出来ものであれば

契約しないということになる。

修理費については、2,500 \$位かかると思つて計上してある。又これ以上かかるようなものであれば契約しないことになる。

8番～年限付の取得については、契約にはならないが。

村長～あたえるんだから4ヶ年は政府が監督すると、4ヶ年を過ぎれば取得になる。

8番～使用については条件を付けるということは、営利的な事業をさせないためによいと思うが、譲与であればこういう契約は必要でないと思うがどう解するか。

村長～条件付の譲与だと思つております。

8番～4ヶ年間の使用条件を付せば良いが、申乙との契約書は必要でないと思うが。

村長～本村だけではなく、他の市町村の場合も同であり、契約書も向から来る。

8番～契約書というより、受書だけで良いと思うが、村長はこれについて聞いたことがあるか。

村長～聞いたことはありません。

議長～暫休願致します。（午後4時25分）

議長～再開致します。（午後4時42分）

議長～質疑打切りの声がありますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

議長～御異議がないものと認め、本案の質疑を打切ることに致します。

議長～討論に入ります。

8番～先きから色々と論議されました。この契約から見ると完全に村のものになるか疑問な点もありますが、色々説明を聞いて見ると、営利行為をさせないためのものであると解されますので、又重機は本村の発展のために是非必要でありますので、受ける場合も技術者に見せて完全に使用出来るものをもらうよう御要望申し上げて原案に賛成致します。

議長～外にありませんか，なければ討論を打切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め，討論を打切ることに致します。

議長～では議案第9号ブルトーザーの取得についてを表決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め，議案第9号ブルトーザーの取得についてを
原案通り可決決定致します。

議長～日程第2. 議案第10号 19 62年度宜野湾村才入才出追加更正予
算についてを上程致します。
書記をして朗読をせしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

村長～才入では政府の補助金が増になつております。才出の方ではブルトーザーの修繕費として2,500\$となつております。
6,200\$の減については，新城地内の橋りうであるが土地分合の件が
決つてないので，仮工事しかできないので，尚詳しいことについては
質疑にお答えします。

議長～本案の質疑を願います。

13番～新城の道路工事は，これから先の工事に追加して行うのか又新たな
工事であるのか。

建設課長～予算に計上されておりましたが，普天間側の土地の整理が未だな
されていないので，通学道路として仮に作つて都市計画実施のときに
本工事としてやつて行きたいと思つております。

村長～今本工事が出来ない。それは土地の区画が整理なつてないので，仮工
事として盛土等しておいて本工事のときに橋にするか，そのまま盛土
にして道路を作るか検討したいと思つている。

10番～橋りようの新設工事について，具体的に説明願います。

建設課長～道路は幅18米でありますが，新城の方は大体出来いますが，普
天間方は交換分合が整理されておりませんので，6米幅の仮の通学道
路を作らうと思つています。又立体交叉にするか平面交叉にするかは
未だ検討しておりません。

議長～暫休憩致します。（午後5時6分）

議長～再開致します。（午後5時26分）

議長～質疑打切りの声がございますが、

（異議なしと呼ぶものあり）

議長～御異議がないものと認め、質疑を打切ることに致します。

議長～では本案の討論に入ります。

議長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶものあり）

議長～御異議がないものと認め、討論を省略することに致します。

議長～では議案第10号1962年度宜野湾村才入才出追加更正予算についてを表決に付します。

原案に御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、議案第10号1962年度宜野湾村才入才出追加更正予算についてを原案通可決決定致します。

議長～日程第3、議案第11号工事請負契約を結ぶことについてを上程致します。書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

村長～本案は大山地内の旧鉄道を改修したいと思いまして、公入札に付したが、もつとも近い新垣次郎氏と随意契約をしたいと思いまして、提案しております。宜しく御審議の程をお願い申しあげます。

議長～本案の質疑を願います。

8番～本案の契約金について、先に村長さんの御説明では、落札者がなかつたので5,000＄で契約したいとのことであつたが、実際の見積り予算額はいくらか？

建設課長～5,000＄であります。

13番～予算額と最低入札額との差について御説明願います。

建設課長～入札の結果から申し上げます。指名者が13名で入札に参加したのが7名であります。

伊佐組 7,000 \$. 多和田組 6,000 \$. 新垣組 5,600 \$.

仲地組 5,500 \$. 池端組 5,300 \$. 浜田組 5,250 \$.

となつております。第2回は新垣組が 5,270 \$. 仲地組が 5,400 \$ で、2人とも随意には応じなかつたが話し合いによつて、新垣組が随契することになつた。

議長～暫休憩致します。(午後5時40分)

議長～再開致します。(午後5時45分)

議長～質疑打切りの声がござりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、質疑を打切ることに致します。

議長～では討論に入ります。

8番～本案件は質疑の段階にも御説明がありましたように、やつと随契されたとのことでありますが、年度も切まり、これ以上延ばすということはどうかと思いますので、早急に着手してもらうよう御要望申し上げ原案に賛成致します。

議長～外にありませんか。なければ討論を打切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議長～では議案第11号工事請負契約を結ぶことについてを表決に付します
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、議案第11号工事請負契約を結ぶことについてを原案通り可決決定致します。

議長～全目程全部終了致しましたので、これを以つて第4回宜野湾村議会臨時会を終ることに致します。長時間にわたり慎重なる御審議どうも御苦労様でした。

閉会(午後5時50分)

上記会議の次第は、書記の記載したものであります。その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1962年6月7日

宣野清村議會議長 1962年6月7日

議事録署名議員 一吉義夫

議事録署名議員 天久喜久